

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る6月4日の本会議において付託されました案件について、6月8日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定2件、契約締結4件、損害賠償の額を定めることについて1件の、計7件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第74号 上野原市立上野原中学校屋内運動場大規模改造(老朽)工事(明許)請負契約締結について」は、事後審査型条件付一般競争入札の結果、早野組・田村組上野原市立上野原中学校屋内運動場大規模改造(老朽)工事共同企業体と4月30日に仮契約を締結したため、議会の承認を求めるものです。

委員からの、入札数と落札率はどうなっているか、という質問については、1社で99.61%とのことです。

また、大規模改造の内容は、という質問については、屋根・外壁・建具・内装・外装等の改修や電気のLED化、トイレの洋式化を行うとの説明がありました。

議案第75号から議案第77号については、消防関係車両を消防署へ1台、消防団へ4台、それぞれ配置する事について、いずれも条件付一般競争入札により、有限会社中村ポンプ工作所と仮契約を締結したため、議会の承認を求めるものです。

委員からの、それぞれの入札数と落札率はどうなっているか、という質問については、75号が6社で98.41%、76号が4社で97.44%、77号が6社で98.07%とのことです。

また、75号から77号の落札者が同一であるが、県外の業者等、他の入札はないのか、という質問については、公告の際の地域要件として、山梨県内、東京都内、神奈川県内に締結権限を有することとしており、公告の期間も十分に取っているこ

とから、入札の競争性は確保されているとのことです。

「議案第63号 上野原市手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、手数料条例の一部を改正するものです。

「議案第78号 損害賠償の額を定めることについて」は、平成30年3月27日、桐原地区において、上野原市鳥獣被害対策実施隊員がニホンザルの捕獲活動中に発砲した散弾が、付近を通るNTT東日本（東日本電信電話株式会社）所有の光ケーブルを破損した事故によるものです。

委員からは、市民が有害鳥獣の被害に悩まされている現状があるので、今回の事故により活動を縮小するのではなく、安全面等を十分に留意した上で、引き続き捕獲活動を行うよう、指導を徹底するように、との意見が出されました。

「議案第67号 上野原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

以上、当局提出の7案件について採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、上野原駅南口・北口、都市計画道路、桂川河川敷における交通等の実態調査について、また、秋山温泉と秋山マス釣場の新型コロナウイルス感染対策や管理状況について調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、調査については、新型コロナウイルスの収束を見極めた上で、実施時期を検討することとしました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。